

諮問日：平成29年7月31日（平成29年度（最情）諮問第47号）

答申日：平成30年1月19日（平成29年度（最情）答申第59号）

件名：最高裁判所職員の退職手当額に係る文書の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成28年度退職された最高裁判所職員の個人毎の退職手当額。（個人が識別できる情報は除く。）（個人が特定できないように退職手当額の開示順を変更しても可能。）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

以前、平成27年度分の文書について同様の申出をした時には、氏名は開示され、退職手当額は不開示とされた。原判断において不開示情報とされている情報が氏名なのか退職手当額なのか分からない。個人を識別できる情報を除いて、退職手当額を開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所が本件申出に対して、全部を不開示とした文書（以下「本件対象文書」という。）には、最高裁判所職員の氏名、官職、退職手当額を含む退職手当支給文言、退職事由、発令日及び任命権者が記載されており、これらの記載部分は、一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」

という。) 5条1号に規定する個人識別情報に相当する。ただし、裁判官及び一定の官職の裁判所職員の氏名、官職、退職事由及び発令日の記載部分については、任命権者の記載部分とともに、同号ただし書きに規定する慣行として公にされている情報に相当する。

したがって、文書の標題及び項目に係る部分並びに上記慣行として公にされている情報に相当する記載部分を開示することが考えられるものの、これらの記載部分は、書式を含めて有意な情報とは認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月31日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月16日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年11月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、平成28年度に退職した最高裁判所職員の退職手当額が分かる文書の開示を求めており、退職した最高裁判所職員の氏名等の開示は求めている。当委員会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、最高裁判所職員の氏名、官職、退職手当額を含む退職手当支給文言、退職事由、発令日及び任命権者が記載されていることが認められるから、本件開示申出に係る文書として本件対象文書を特定したことは、妥当である。

また、本件対象文書の記載内容を踏まえるならば、氏名、官職、退職手当額を含む退職手当支給文言、退職事由、発令日及び任命権者の記載部分は、一体として法5条1号に規定する個人識別情報と認められる。もっとも、裁判官及び一定の官職の裁判所職員については、退職に際して、氏名、官職、退職事由及び発令日が官報等によって公にされるから、これらの記載部分は、同号ただ

し書イに規定する慣行として公にされている情報と認められる。

そうすると、本件対象文書については、文書の標題及び項目に係る部分並びに上記慣行として公にされている情報の記載部分を開示することが考えられるものの、本件対象文書を見分しても、これらの記載部分は、書式を含めて有意な情報とは認められない。

したがって、本件対象文書の記載内容は法5条1号に規定する不開示情報に相当するものであり、本件対象文書のうち不開示情報の記載部分を除いた部分には有意の情報が記録されていないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件対象文書の全部を不開示とした原判断については、本件対象文書の記載内容は法5条1号に規定する不開示情報に相当するものであり、本件対象文書のうち不開示情報の記載部分を除いた部分には有意の情報が記録されていないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人